

5 介護人材確保対策について

要介護高齢者の増加による介護サービスの増大に伴い、2025年には全国で約253万人の介護人材が必要となると推計されている。

また、国が掲げる「介護離職ゼロ」に向けた介護基盤整備の前倒しにより、介護人材確保対策は、これまで以上に迅速な対応が求められている。

しかしながら、介護職は他産業との賃金格差が大きく、将来の展望を持ちづらいことなどが影響し、否定的なイメージが強く、参入と定着が図られない状況にある。

今後の急速な少子高齢化による労働力人口の減少に鑑み、早急に抜本的な介護人材確保対策を講じていく必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 介護職に関する正しい理解が進むよう、メディアの活用や全国的なイベントの実施などによるイメージアップを図るとともに、文部科学省等との連携による学校における介護に関する授業や体験授業の導入等の取組を行うこと。
- 2 認定介護福祉士を法的に位置付けるとともに、介護職の専門性と役割分担を明確にし、専門性の高い人材配置に係る介護報酬上の評価を行うこと。また、介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるよう、介護従事者全体の更なる賃金の底上げを図ること。
- 3 介護分野における外国人技能実習生の受入れに当たっては、入国時の日本語能力と実習開始段階における介護知識習得レベルについて、一定の水準を設け、その水準を担保する仕組みを構築すること。

また、外国人技能実習生の日本語学習や生活相談などの支援体制を十分に整備するとともに、一定の基準を満たした実習生については、介護保険施設における基本の人員配置基準の算定対象に加えること。

さらに、定住外国人や外国人留学生の介護福祉士国家試験において、英語等多言語による受験を可能とするなど、外国人が資格を取得する際の配慮を行うこと。